東海市告示第２９号

令和７年度東海市防犯用具購入費補助金交付要綱を次のように定める。

令和７年４月１日

東海市長　花　田　勝　重

令和７年度東海市防犯用具購入費補助金交付要綱

（目的）

第１条　この要綱は、防犯用具を購入した者に対し、東海市防犯用具購入費補助金（以下「補助金」という。）を交付することにより、防犯意識の高揚を図るとともに、住宅侵入盗及び自動車盗の発生を防止することを目的とする。

（補助対象者）

第２条　補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

⑴　市内に住所を有していること。

⑵　市税の滞納がないこと。

⑶　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団、同条第６号に規定する暴力団員又は当該暴力団若しくは当該暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

２　前項の規定にかかわらず、次に掲げる者は、補助対象者としない。

⑴　この要綱により補助金の交付を受けたことがある者

⑵　前号に掲げる者又は第５条第１項の規定による申請をした者と同一の世帯に属する者

（補助対象経費）

第３条　補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象者が令和７年４月１日から令和８年３月３１日までの間に購入した補助対象防犯用具について、当該補助対象防犯用具の本体の購入及び設置に要した費用とする。

２　前項に規定する補助対象防犯用具は、次に掲げるものをいう。

⑴　住宅侵入盗に効果を有する用具にあっては、次のいずれにも該当する用具

ア　防犯カメラ、屋外用センサーライト、面格子、防犯フィルムその他住宅侵入盗に効果を有する用具として市長が認めるものであること。

イ　補助対象者が居住する住宅に設置するために購入したものであること。

⑵　自動車盗に効果を有する用具にあっては、次のいずれにも該当する用具

ア　ハンドルロック、タイヤロック、イモビライザーその他自動車盗に効果を有する用具として市長が認めるものであること。

イ　補助対象者又は補助対象者と同一の世帯に属する者が所有する自家用車に設置するために購入したものであること。

（補助金の額）

第４条　補助金の額は、補助対象経費に２分の１を乗じて得た額（１００円未満の端数金額は、切り捨てる。）とする。ただし、その額が１６，０００円を超えるときは、１６，０００円とする。

２　補助金は、予算で定める額の範囲内で交付する。

（補助金の交付申請）

第５条　補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、防犯用具を購入した後、補助金交付申請書兼請求書に次に掲げる書類を添えて、令和８年３月３１日までに市長に提出しなければならない。

⑴　補助対象経費の支払が確認できる領収書

⑵　当該防犯用具が第３条第１項に規定する補助対象防犯用具に該当することが分かる書類

⑶　市税の完納証明書

⑷　その他市長が必要と認める書類

２　前項の規定による申請は、一の申請者につき、１回に限り行うことができる。

（補助金の交付決定及び支払）

第６条　市長は、前条第１項の申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の交付を決定し、申請者にその旨を通知するものとする。

２　市長は、前項の規定により補助金の交付を決定したときは、速やかにその決定を受けた申請者（以下「補助決定者」という。）に補助金を支払うものとする。

（取得財産の使用）

第７条　補助決定者は、補助金の交付の対象となった防犯用具を、購入をした日から１年以上使用しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

⑴　天災等による破損その他の補助決定者の責めに帰すべき事由以外の事由により、当該防犯用具を処分するとき。

⑵　補助決定者の死亡、身体の不調等その他の補助決定者の責めに帰すべき事由以外の事由により、次のいずれかに該当することとなったとき。

ア　当該防犯用具を設置した住宅に居住しなくなったとき。

イ　当該防犯用具を設置した自家用車を使用しなくなったとき。

ウ　その他当該防犯用具を使用しなくなったとき。

⑶　その他特別の事情があると市長が適当と認めたとき。

（補助金の交付決定の取消し及び補助金の返還）

第８条　市長は、補助決定者が次の各号のいずれかに該当する場合には、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。

⑴　この要綱又は交付決定に付けた条件に違反したとき。

⑵　提出書類に虚偽の事項を記載し、又は補助金の執行に関し不正の行為があったとき。

（雑則）

第９条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この要綱は、告示の日から施行する。